

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年 3 月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第23号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（昭和27年香川県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

第2号様式（第2条関係）

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

准看護師免許申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
(〒)

ふりがな
氏 名 () ④
電話番号 () -

准看護師免許を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

本籍地都道府県名 (国 籍)	
ふ り が な 氏 名	(氏) (名)
旧姓併記の希望	有 (希望する旧姓を記載すること。) 無
通 称 名	
生 年 月 日	年 月 日
准看護師試験施行年月	年 月
試験施行地都道府県名	
受 験 番 号	
罰金以上の刑に処せられたことの有無	有 (その罪、刑及び刑の確定年月日を記載すること。) 無
准看護師の業務に関する犯罪又は不正の行為の有無	有 (違反の事実及び年月日を記載すること。) 無

注意 1 次の書類を添付すること。

- (1) 准看護師試験合格証書の写し
- (2) 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する中长期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し）
- (3) 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第2号様式（第2条関係）

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

准看護師免許申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所

氏 名 () ④

准看護師免許を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

本籍地都道府県名 (国 籍)	
ふ り が な 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
准看護師試験施行年月	年 月
試験施行地都道府県名	
受 験 番 号	
罰金以上の刑に処せられたことの有無	有 (その罪、刑及び刑の確定年月日を記載すること。) 無
准看護師の業務に関する犯罪又は不正の行為の有無	有 (違反の事実及び年月日を記載すること。) 無

注意 1 次の書類を添付すること。

- (1) 准看護師試験合格証書の写し
 - (2) 戸籍謄本又は戸籍抄本
 - (3) 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書
- 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第3号様式 (第2条関係)

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

准看護師籍訂正及び免許証書換交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
(〒)
ふりがな
氏 名
電話番号 () -

次のとおり准看護師籍の訂正及び准看護師免許証の書換交付を申請します。

登録番号	第	号	登録年月日	年	月	日
------	---	---	-------	---	---	---

	変更前		変更後 (第1回)		変更後 (第2回)	
本 籍 (国 籍)						
ふりがな	(氏)	(名)	(氏)	(名)	(氏)	(名)
氏 名	(旧姓)					
旧姓併記 の 希 望			有 ・ 無		有 ・ 無	
通 称 名						
生年月日						
性 別						
変 更 の 事 由						

注意 1 次の書類を添付すること。

- (1) 准看護師免許証
- (2) 戸籍謄本、戸籍抄本その他申請の事由を証する書類

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第3号様式 (第2条関係)

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

准看護師籍訂正及び免許証書換交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
氏 名

次のとおり准看護師籍の訂正及び准看護師免許証の書換交付を申請します。

登 録 番 号	第	号
登 録 年 月 日	年	月 日
変 更 事 項		
変 更 前		
変 更 後		
変 更 年 月 日		

注意 1 次の書類を添付すること。

- (1) 准看護師免許証
- (2) 戸籍謄本、戸籍抄本その他申請の事由を証する書類

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正前の保健師助産師看護師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。